

広島県告示第五百八十一号

安全・安心なサミットの実現に向けて、サミットを機に広島を訪れる要人の警備に万全を期すため、G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（令和五年広島県条例第二号）第三条第一項第一号及び第二号の規定によって、次の対象地域に係る小型無人機の飛行を禁止する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島市南区元宇品町（条例第三条第一項第一号）

期間	対象地域
令和五年四月一日から令和五年五月二二日まで	<p>別図1のとおり</p> <p>広島市南区宇品東四丁目二番及び三番、宇品東五丁目から七丁目まで、宇品神田三丁目から五丁目まで、宇品御幸三丁目から五丁目まで、宇品西二丁目一三番（別図1に示す部分に限る。）、宇品西三丁目から六丁目まで、宇品海岸一丁目から三丁目まで、元宇品町、出島一丁目から四丁目まで、宇品町</p> <p>一に掲げる点から八に掲げる点までを順次に結んだ線、八に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線、九に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線及び十に掲げる点と一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p> <p>一 北緯三十四度二十分四十四秒、東経百三十二度二十六分十六秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十九分五十六秒、東経百三十二度二十六分二十四秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十九分二十五秒、東経百三十二度二十七分零秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十九分十三秒、東経百三十二度二十七分四十八秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十九分二十四秒、東経百三十二度二十八分三十九秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十九分四十九秒、東経百三十二度二十九分十一秒の点</p> <p>七 北緯三十四度二十分二十五秒、東経百三十二度二十九分二十七秒の点</p> <p>八 北緯三十四度二十一分十二秒、東経百三十二度二十九分十六秒の点</p> <p>九 北緯三十四度二十一分四十秒、東経百三十二度二十八分四十七秒の点</p> <p>十 北緯三十四度二十一分四十秒、東経百三十二度二十八分四十四秒の点</p>

備考

- 一 出島四丁目一番及び二番地先公有水面上の護岸及び護岸により囲まれた区域は、対象地域に含まれるものとする。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象地域欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。

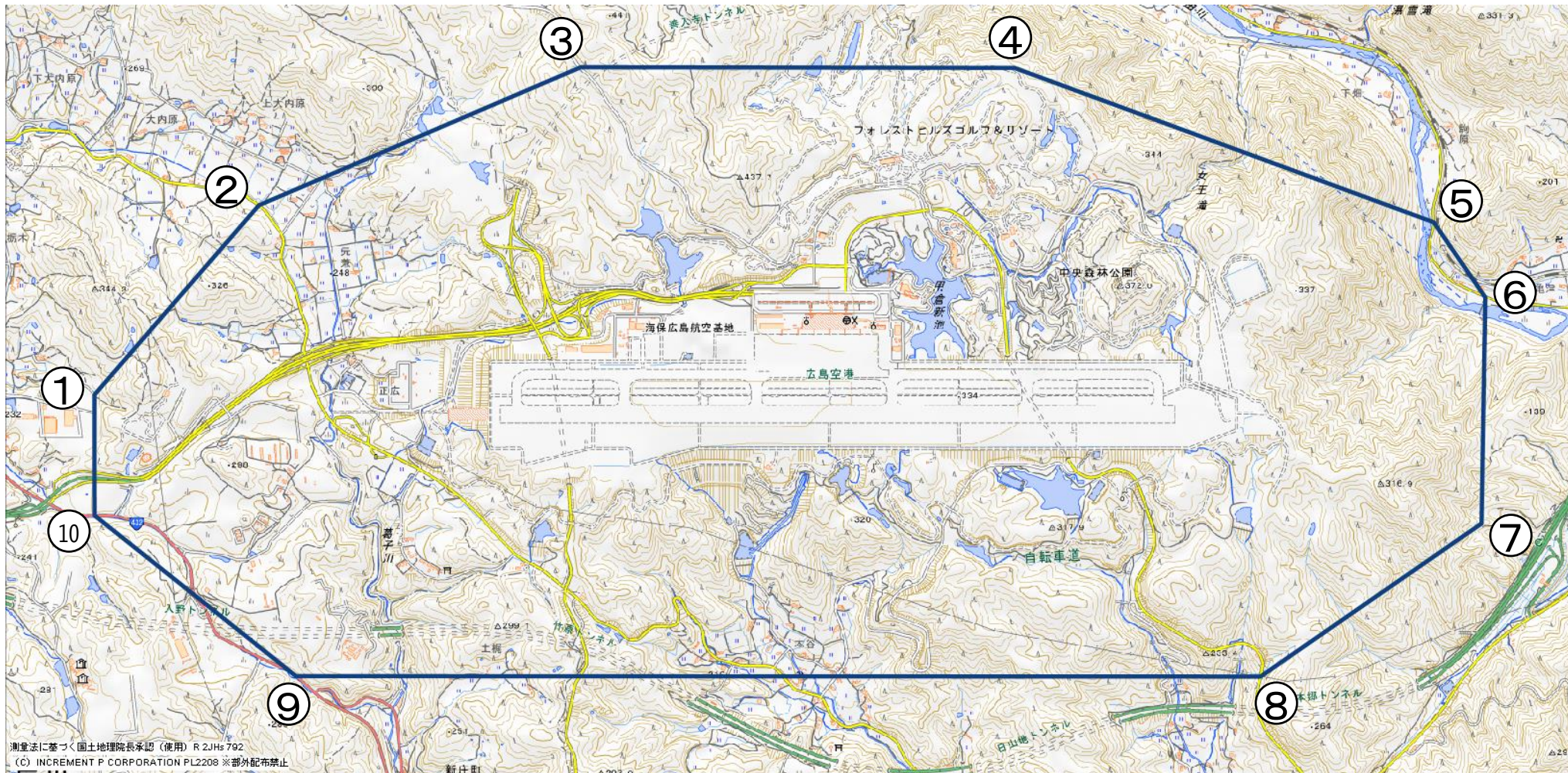
三 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象地域は、なお従前の例による。

二 三原市本郷町善入寺に所在する広島空港（条例第三条第一項第二号）

期間	対象地域
令和五年四月一日から令和五年五月二二日まで	<p>別図2のとおり</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>一 北緯三十四度二十六分十二秒、東経百三十二度五十二分五十五秒の点</p> <p>二 北緯三十四度二十六分四十秒、東経百三十二度五十三分二十五秒の点</p> <p>三 北緯三十四度二十七分一秒、東経百三十二度五十四分二十三秒の点</p> <p>四 北緯三十四度二十七分一秒、東経百三十二度五十五分四十二秒の点</p> <p>五 北緯三十四度二十六分三十八秒、東経百三十二度五十六分五十七秒の点</p> <p>六 北緯三十四度二十六分二十七秒、東経百三十二度五十七分七秒の点</p> <p>七 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度五十七分六秒の点</p> <p>八 北緯三十四度二十五分三十秒、東経百三十二度五十六分二十六秒の点</p> <p>九 北緯三十四度二十五分三十秒、東経百三十二度五十三分三十一秒の点</p> <p>十 北緯三十四度二十五分五十四秒、東経百三十二度五十二分五十五秒の点</p>

備考

一 この表の対象地域欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象地域は、なお従前の例による。



測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 2JHs 792
(C) INCREMENT P CORPORATION PL2208 ※部外配布禁止

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す